|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 路外駐車場設置届チェックシート | | | | | | | |
| 駐車場名 | | |  | | | | |
| 提 出 書 類 | | | | 部数 | | | ﾁｪｯｸ |
| 設置届出書 | | | | ２部 | | |  |
| 駐車施設の概要 | | | | ３部 | | |  |
| 地形図（1/10,000以上） | | | |  |
| 平面図（1/200以上） | | | |  |
| 建築物 | 平面図（1/200以上）：各階 | | |  |
| 立面図（1/200以上）：２面以上 | | | ２部 | | |  |
| 断面図（1/200以上）：２面以上 | | |  |
| 建築確認通知書の写し | | |  |
| 建築検査済証の写し | | |  |
| 機械式駐車装置（ターンテーブルを除く）の大臣認定書の写し | | | |  |
| 管理規程届 | | | |  |
| 業務（管理）委託契約書の写（委託する場合のみ） | | | |  |
| 特定路外 | 特定路外駐車場設置届出書：市町村→ただし書に基づく添付書面可 | | | ２部 | | |  |
| 地形図（1/10,000以上）：市町村→駐車場法の届出と同時であれば不要 | | |  |
| 平面図（1/200以上）：車いすスペース、移動等円滑化経路その他主要施設を表  示 | | |  |
| 根拠法令 | | 設 備 基 準 | | | | 備 考 | ﾁｪｯｸ |
| 出入口  施行令第７条 | | 道路交通法  第 4  4  条 | 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂 | | に設けてはならない |  |  |
| トンネル（国土交通大臣が認めるものを除く。） | |  |  |
| 交差点の側端又は道路の曲り角から５ｍ以内の部分（国土交通大臣が認めるものを除く。） | |  |  |
| 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に５ｍ以内の部分 | |  |  |
| 安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10ｍ以内の部分(国土交通大臣が認めるものを除く。） | |  |  |
| 軌道車の停留所及びバス停から前後に10ｍ以内の部分（国土交通大臣が認めるものを除く。） | |  |  |
| 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10ｍ以内の部分 | |  |  |
| その他公安委員会が指定した場所 | |  |  |
| 横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口から５ｍ以内の道路の部分 | | |  |  |
| 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20ｍ以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右20ｍ以内の部分を含む。） | | |  |  |
| 橋（国土交通大臣が認めるものを除く。） | | |  |  |
| 幅員６ｍ未満の道路（国土交通大臣が認めるものを除く。） | | |  |  |
| 縦断勾配が10％を超える道路 | | |  |  |

（

）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 根拠法令 | 設 備 基 準 | | | 備 考 | ﾁｪｯｸ |
| 出入口  施行令第７条 | 前面道路が２以上ある場合は自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路  に設けること（歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのある場合等を除く。） | | |  |  |
| 駐車面積が 6,000㎡以上の場合、出口、入口とを分離し、その間隔を10ｍ以上と  すること（中央分離帯等によって物理的に往復の方向別に分離されている場合を除く。） | | |  |  |
| 出口、入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをし、切取線の長さを 1.5ｍ以上とすること | | |  |  |
| 出口付近の構造は、２ｍ（二輪1.3ｍ）後退し車路の中心線1.4ｍの高さにおいて道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において歩行者の存在を確認できるようにすること | | |  |  |
| 車路  施行令第８条 | 一方通行で徴収施設が設けられ、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分2.75 ｍ（二輪1.75ｍ）以上 | | |  |  |
| 幅員5.5ｍ（二輪3.5ｍ）以上、一方通行は3.5ｍ（二輪2.25ｍ）以上 | | |  |  |
| 建築物 | はり下の高さは、2.3ｍ以上 | |  |  |
| 屈曲部（ターンテーブル除く）は、内のり半径５ｍ（二輪３ｍ）以上 | |  |  |
| 傾斜部の縦断勾配は17％を超えないこと | |  |  |
| 傾斜部の路面は、粗面とし、滑りにくい材料で仕上げること | |  |  |
| 高さ  施行令第９条 | 駐車の用に供する部分（車室）のはり下の高さは、2.1ｍ以上 | |  |  |
| 避難階段  施行令第10条 | 直接地上に通ずる出入口のある階以外の階に駐車場のある場合は、避難階段又はこれに代わる設備を設けなければならない。 | |  |  |
| 防火区画  施行令第11条 | 給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合、耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画しなければならない。 | |  |  |
| 換気装置  施行令第12条 | 内部の空気を床面積１㎡につき毎時１４㎥以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない（窓その他の開口部を有し、換気に有効な部分の面積がその階の床面積の1/10以上のものは除く。） | |  |  |
| 照明装置  施行令第13条 | 車路の路面、10ルックス以上 | |  |  |
| 駐車部分の床面、２ルックス以上 | |  |  |
| 警報装置  施行令第14条 | 自動車の出入及び道路交通の安全を確保するための警報装置を設けなければならない。 | |  |  |
| 特殊装置  施行令第15条 | 第7～第14条の規定は、国土交通大臣がこの規定と同等以上の効力があると認めた場合は適用しない。 | | |  |  |
| 駐車料金  施行令第16条 | 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと | | |  |  |
| 不当な差別的取扱となる額でないこと | | |  |  |
| 負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること | | |  |  |
| 明示  施行令第17条 | 利用者の見やすい場所に供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。 | | |  |  |
| 管理規程法第13条 | 路外駐車場の名称 | | を定める |  |  |
| 路外駐車場管理者の氏名、住所 | |  |
| 供用時間、駐車料金 | |  |
| 管理規程  規則第２条及び第３条 | 休業日、１日における供用時間の開始、終了時刻 | |  |
| 駐車料金は上限額 | |  |
| 自動車の滅失又は損傷についての損害賠償事項を含むものでなければならな  い。 | | |  |  |
| 駐車場の構造上駐車することができない自動車 | | |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 根拠法令 | 設 備 基 準 | 備 考 | ﾁｪｯｸ |
|  | 駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他業務の概要 |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 根拠法令 | | 設 備 基 準 | | 備 考 | ﾁｪｯｸ |
| 特定路外  バリアフリ  新法関係 | 基準省令第２条 | 車いす用駐車スペースを一以上設けなければならない。（二輪除く。） | |  |  |
| 幅は、3.5ｍ以上 | |  |  |
| 車いす使用者用駐車施設の表示をすること | |  |  |
| 移動等円滑化経路 | 長さができるだけ短くなる位置に設けること |  |  |
| 基準省令第３条 | 道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を移動等円滑化経路とする。 |  |  |
| 経路上に段を設けない。（傾斜路を併設する場合を除く。） |  |  |
| 出入口の幅は、80cm以上 |  |  |
| 通路幅は、1.2ｍ以上、50ｍ以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること |  |  |
| 傾斜路の幅は、段に代わるものは1.2ｍ以上、段に併設するものは90cm以上 |  |  |
| 傾斜路の勾配は、1/12を超えないこと（高さが16cm以下のものは1/8） |  |  |
| 傾斜路の高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるものに限る。）は、高さが75cm以内ごとに踏幅が1.5ｍ以上の踊場を設けること |  |  |
| 傾斜路の勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える場合、手すりを設けること |  |  |
| 環境確保条例第54条 | | アイドリング・ストップの看板（条例で定められている、アイドリング・ストップの実行を明記） | |  |  |

（

ー

）